公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

平成24年８月20日　　株式会社日本政策金融公庫　代表取締役総裁　安居　祥策

廃止する場所　京都府京都市中京区東洞院通蛸薬師下る元竹田町630番地　株式会社日本政策金融公庫京都支店国民生活事業内、京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地　株式会社日本政策金融公庫京都支店農林水産事業内

新設する場所　京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101番地　株式会社日本政策金融公庫京都支店国民生活事業内

違法放置物件保管公示

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号に基づき次のとおり公示する。

返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示する等の方法によって、当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを河川管理者に証明しなければならない。

なお、当該工作物の除去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき所有権者等の権原を有する者の負担とする。

この保管している当該工作物は、保管を始めた日から６箇月を経過しても所有権等の権原を有する者が名乗り出ない場合は、河川管理者において処分する。

平成24年８月20日　　大阪府河内長野市長　芝田　啓治

名　称	数量	放置場所	除去日時	保管日時	保管場所	問い合わせ先
竹内製作所製ミニショベル型式：TB300	１台	河内長野市加賀田878番地先準用河川加賀田川	平成24年５月30日午前10時	平成24年５月30日午前11時	河内長野市美加の台一丁目３－１	河内長野市原町一丁目１－１　河内長野市下水道管理課　電話0721―53―1111

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別・推定死亡年月日不詳、所持金品なし

上記の者は、平成24年７月29日午前10時30分頃、鹿児島県出水郡長島町城川内2331番地８特別養護老人ホームあかね園から北西方向約480メートルの海岸で発見。遺体は腐敗が進行し、諸所に骨が露出していた。遺体は検視のうえ火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当町役場町民福祉課まで申し出てください。

平成24年８月20日

鹿児島県　　長島町長　川添　　健

無縁墳墓等改葬公告

市道寒川豊岡線道路改良工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成24年８月20日　　愛媛県四国中央市

１．墳墓等所在地　愛媛県四国中央市豊岡町長田字中洲1723番２

１．墳墓等の名称　豊岡町長田墓地（個人墓地）

１．死亡者の本籍及び氏名　宇和島伊方湊浦　劭柴田浦太郎、本籍不詳　鍛冶屋惣吉、紀州若山懸作之町　小松屋安兵衛

１．改葬を行おうとする者

愛媛県四国中央市三島宮川４丁目６番55号

四国中央市長　井原　　巧

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による広島圏都市計画事業古新開土地区画整理事業の次の者に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者がその受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を次のとおり公告します。

平成24年８月20日

広島圏都市計画事業

古新開土地区画整理事業

施行者　呉市

代表者　呉市長　小村　和年

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

呉市広古新開七丁目11番30号　沖本　英治

２　通知の内容

仮換地の使用収益開始日の通知

（平成24年４月25日付け呉都区第858号）

なお、通知の内容については、呉市広古新開二丁目１番３号の呉市都市部区画整理課事務所内で閲覧できます。

公示送達

都城市公告第152号

都城市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等の除却通知及び照会は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容をつぎのとおり公告する。

平成24年８月20日

高崎都市計画事業新田土地区画整理事業

施行者　都城市

代表者　市長　長峯　　誠

１　書類の送付を受けるべき者

住所　宮崎県都城市高崎町大牟田1247番地

氏名　竹中フヂエ法定相続人竹中重忠

２　通知の内容

平成24年７月13日付け都城市指令第685―５号土地区画整理法第77条第２項による建築物等除却通知及び照会（所有者あて）

３　送達の内容

書類の送達を受けるべき者が都城市高崎町大牟田字新田1272―２に所有する工作物及び竹木土石等一式は高崎都市計画事業新田土地区画整理事業施行のため平成24年11月20日までに除却していただくことになりましたので通知します。

前記の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき、施行者都城市が除却工事を行うことになりますので、あなたが前記期限までに自ら除却される意思があるか否かを添付の用紙で回答して下さい。

以上、土地区画整理法第77条第２項の規定に基づき、通知及び照会します。

４　通知の掲示場所

都城市高崎町大牟田1224番地14

下新田公民館掲示板

教示

これらの通知について不服があるときは、これらの通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に審査請求することができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、これらの処分があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６ヶ月以内に都城市を被告として取消訴訟を提起することができます。

以上

会社その他公告

解散公告

当社は、株主総会の決議により、平成二十四年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十日

仙台市宮城野区扇町五丁目一〇番三六号

株式会社宮城スーパーマーケットグループ

代表清算人　岩渕　健彦